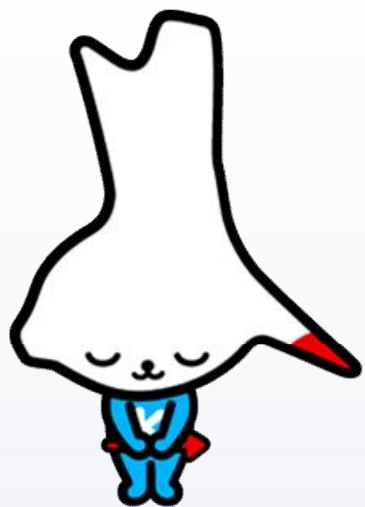


【お知らせ】

かみす地域クラブ 指導者・指導団体 募集中！



神栖市教育委員会

「地域クラブ活動」とは、
中学校で行われる学校部活動とは違い、
「学校外の地域の人」が中心と
なって行う、新しい形のクラブ活動です。



地域クラブ活動への参加は任意であり、学校部活動とは違う種目のクラブに所属することもできます。



Q.募集の対象は？

【募集要項の概要】

対象は、

- ①個人（指導を行う指導者）
- ②団体（指導団体として活動中、または活動予定の団体）

の二つを募集しています。



Q. 「直営型」と「自主運営型」とは？

かみす地域クラブ 統括管理団体 事務局

神栖市地域クラブ団体 「かみす地域クラブ」

「直営型」地域クラブ活動

- ・事務局に登録された指導者を派遣する形で運営する地域クラブ
- ・市内の学校部活動で行っている種目に限定

<実施中の種目>

軟式野球、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、剣道、柔道、吹奏楽

「自主運営型」地域クラブ活動

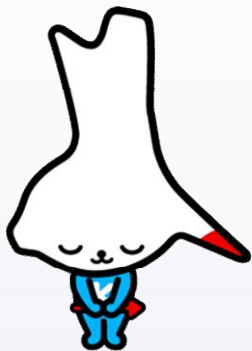
- ・事務局から認証され、指導者の確保、参加費の徴収、指導者の謝金支払い、事務等の運営を各団体が自主的に運営する地域クラブ
- ・活動種目や活動日は、クラブによって異なる

<認証された団体>

水泳トレーニング、少林寺拳法、カヌー、陸上、バレーボール、サッカー、剣道（2団体）、卓球（2団体）、日本舞踊

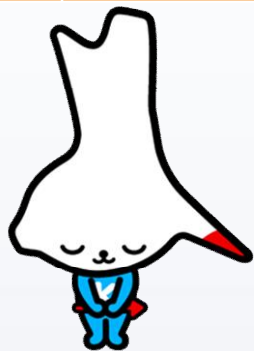
「直営型」は、事務局が運営する種目ごとの活動に、個人の指導者を派遣し、活動を行います。

「自主運営型」は、認証を受けた団体が、独立して自主的な運営を行う活動を指します。



Q. 「直営型」と「自主運営型」とは？

		直営型	自主運営型
1	運営元	<ul style="list-style-type: none"> 統括管理団体 事務局 	<ul style="list-style-type: none"> 認証された団体
2	指導の計画と実施	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から派遣される「個人の指導者」が、指導内容を計画し、実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 認証された「団体」が、指導内容を計画し、実施する
3	保険加入	<ul style="list-style-type: none"> 事務局が、「指導者保険」および「参加者（生徒）保険」に加入する ※「教員の兼職兼業による指導者」も対象 	<ul style="list-style-type: none"> 認証された「団体」が、「指導者保険」および「参加者（生徒）保険」に加入する ※保険料は、原則として団体負担とする
4	指導者研修	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルを用いた基礎研修および、専門家等による専門研修を実施する ※「教員の兼職兼業による指導者」は一部免除 研修の案内 ※市または管理団体が定める指導者向け研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 認証された「団体」が、コンプライアンス等を含む研修計画を提出、実施する。 研修の案内 ※市または管理団体が定める指導者向け研修の実施
5	指導者報酬	<ul style="list-style-type: none"> 1,700円/時間 交通費1,000円 事務局にて支払い管理 ※報酬受け取り辞退も可 	<ul style="list-style-type: none"> 認証された団体により金額等の条件を設定、支払い管理
6	活動場所	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設 	<ul style="list-style-type: none"> 団体の活動場所、または学校施設 ※事務局にて施設の割り振りを支援
7	参加費等の徴収	<ul style="list-style-type: none"> 統括管理団体 事務局 にて一括集金、会計管理 	<ul style="list-style-type: none"> 認証された団体にて集金、会計管理



「直営型」は、活動場所の確保、指導者の派遣、参加費の徴収、保険加入や指導者研修などを、事務局で一括運営。

「自主運営型」は、運営全般を認証された団体が担いますが、活動場所が無い場合には、事務局にて学校施設の割り振りを行います。

Q.個人の指導者は、どんな人が対象？

いずれかを満たすこと

【募集要項の概要】

個人の指導者は、

①地域で、スポーツ・文化芸術活動の指導経験がある方

②競技の経験があり、指導が可能な方

③部活動指導の経験がある兼職兼業の教員のいずれかを満たすことが条件です。

事務局管理のもと、直営型のクラブに派遣され、指導・活動運営を担当します。



Q.個人の指導者は、どんな人が対象？

全てを満たすこと

【募集要項の概要】

- ①実技指導、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、用具・施設の点検・管理、保護者との連絡など、**多様な職務に従事すること。**
- ②生徒の安全の確保や、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、**体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為を行わないこと。**
- ③指導に当たる際には、生徒の意見表明権を含む基本的人権などの**権利擁護の観点に留意すること。**



Q.個人の指導者は、どんな人が対象？

全てを満たすこと

【募集要項の概要】

- ④生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、**看過することなく対処**すること。
- ⑤生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、**定期的に研修を受けること**。
- ⑥指導者の情報（氏名等）を**開示できること**。



Q.団体は、どんな団体が対象？

【募集要項の概要】

団体は、

- ① 指導団体として活動中の団体
- ② 指導団体として活動予定の団体（新規に団体設立など）

が対象になります。

事務局から「認証」を受け、**自主運営型の活動**を行います。



Q.団体の認証条件は？

全てを満たすこと

【募集要項の概要】

- ①神栖市部活動の運営方針に準じた活動時間を設定する。
- ②当クラブ規約や各種ガイドラインを理解し、遵守する。
- ③クラブ規約・運営方針を提出する。
- ④指導者研修の実施計画を作成・提示し、実施する。
- ⑤適切に会費の徴収や処理を実施する。



Q.団体の認証条件は？

全てを満たすこと

【募集要項の概要】

- ⑥活動報告書や会計報告書を提出する。
- ⑦生徒・指導者共に必要な保険を手配、加入する。
- ⑧団体内におけるトラブルについて看過することなく対処する。
- ⑨神栖市地域クラブ統括管理団体事務局の相談窓口が相談を受け付けた際には、事務局と連携して対応する。
- ⑩神栖市地域クラブ統括管理団体事務局と随時連絡が取れる担当者を配置する。



Q.団体の認証条件は？

全てを満たすこと

【募集要項の概要】

- ⑪指導者の情報（氏名等）を開示する。
- ⑫各活動において、適切に**出欠等の確認**を実施する。
- ⑬各活動における**安全管理の体制**を整備する。
- ⑭大会参加を前提とする場合、各大会ごとの細則を理解し、競技役員や審判など**運営上必要な事項**に協力する。
- ⑮大会に参加する際には、**各校顧問の先生**とも連携を図り**合意形成**を図る。



「指導者・指導団体」募集

中学生のスポーツ・文化芸術活動に、みなさんの
技術や経験を活かしませんか？

- ① 「スポーツ・文化芸術活動の指導経験がある方」
- ② 「競技の経験があり、指導が可能な方」
- ③ 「指導団体として活動中（または活動予定）の団体」

は、ぜひこの機会にご登録ください。

詳細は、

神栖市HP「[かみす地域クラブの指導者募集](#)」

https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/shisei/board_edu/1007739/1011583.html）をご覧ください。





神栖市教育委員会

住所：神栖市溝口4991番地 5

電話：0299-77-7431

